

広報紙 VOL.10

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111(代)
FAX 042-543-6118
平成20年11月



水道配水施設の耐震化と施設更新事業を実施します。

写真：昭島市東部配水場

昭島市の水道は、市内20箇所の井戸より取水し東部・西部・中央の3箇所の配水場から、昭島市内全域に地下水100%の水道を供給しています。

東・西部配水場は昭和30年代から40年代に建設されすでに40年以上経過し施設の老朽化が進行しています。

平成14年に実施した耐震診断では、平成7年1月の「兵庫県南部地震」のような大きな地震では、配水場内の施設にひび割れが生じる可能性があることが判明しました。

このような状況の中、水道水の安定供給を目指



して、将来発生する可能性のある大地震にも対応できる、耐震性の高い施設への建替えや耐震補強事業の実施を平成22年度より計画しています。

来年度の平成21年度には東部配水場の詳細設計を予定しています。

施設更新事業では、環境対策として省資源・省エネルギーの施設更新と自然エネルギーの利用促進を積極的に図ることも検討しています。

- 1P 配水施設の更新計画
- 2P 平成19年度決算
- 3P 貯水槽水道と直結(増圧)給水への切替え
多摩立川保健所からのお知らせ
水質検査項目の解説
- 4P 水と体の健康情報
平成20年度ポスターコンクール

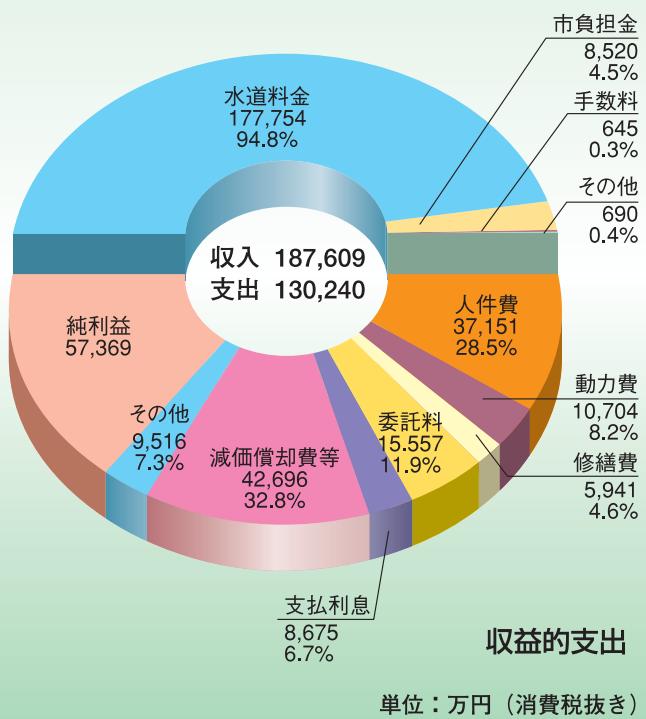
平成19年度決算のあらまし

安全・安心な水を安定的に供給できるよう、配水施設の改良を引き続き行ないました。

収益的収支

水道料金による収入と家庭に水を送るために必要な経費

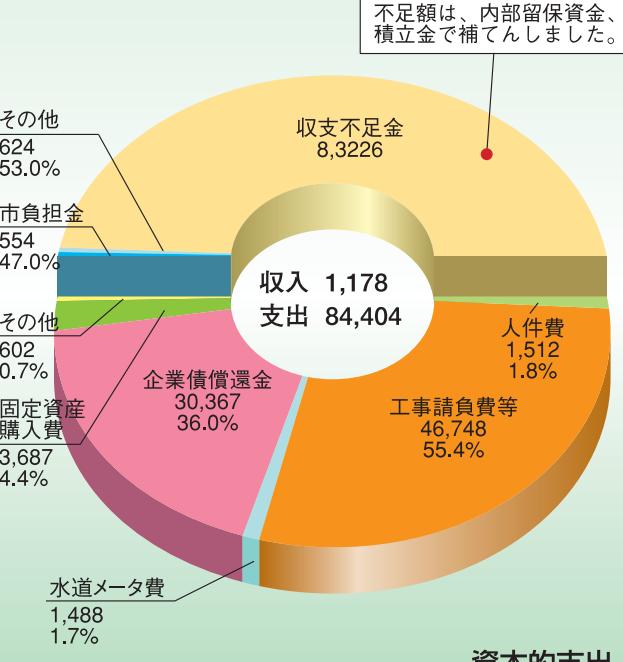
収益的収入



資本的収支

古くなった水道施設の改良や新しい施設を作るために必要な経費

資本的収入



水道事業の会計は複式簿記による「公営企業会計」を取り入れています。

公営企業会計では水道料金等の収入や水道の送配水に係る費用を計上する「収益的収支」と水道施設の整備・拡充等に要する収入と支出を計上する「資本的収支」の二つの予算があります。

平成19年度の各々の決算状況は次のとおりです。

収益的収入の総額は18億7,609万円となりました。収入のうち17億7,754万円が、みなさんからいただく水道料金で、8,520万円が市からの収入で下水道料金の徴収や消火栓の維持にかかる費用でした。

支出の総額では13億240万円の費用がかかりました。その主なものは職員の人事費が3億7,151万円、水を送る電気代の動力費が1億704万円、検針や施設管理の委託料が1億5,557万円、減価償却費等が4億2,696万円、借入金の利息が、8,675万円などでした。

収入は前年度比4,004万円の減少となり、支出も3,736万円減少した結果19年度の純利益（収支差

引き）は、5億7,369万円となりました。

資本的収支では、市からの消火栓の設置費用や工事の負担金などで1,178万円の収入がありましたが、老朽配水管の布設替えや新設に2億8,713万円、中央配水場の更新工事（2ヶ年継続事業）に9,000万円、企業債の償還（借入金の返済）に3億367万円など、総額8億4,404万円の支出がありました。

収支不足額8億3,226万円は、減価償却費などの内部留保資金4億2,696万円、減債積立金4,672万円と建設改良積立金3億5,858万円で補てんしました。

水道事業で生じる剰余金（利益）は毎年積み立てており19年度当初あった利益剰余金は、11億3,407万円から13億246万円となり1億6,839万円増加しました。

また、施設の整備等に借りた企業債の残高は15億3,761万円（3億367万円の減）で、給水人口一人当たりにしますと1万3,615円となります。

（決算額は、すべて消費税抜きの金額です。）

貯水槽水道の管理のお願い

貯水槽水道の適切な衛生管理について

貯水槽水道の管理は設置者が責任を持って行わなければなりません。常に安全で衛生的な水が使えるよう管理して下さい。

「貯水槽水道」とは、水道本管から給水された水を受水タンクに貯め、建物の利用者に飲み水として供給する施設(受水タンクから蛇口まで)をいい、3階建て以上のアパートなどに多く見られます。

このうち、受水タンクの有効容量が $10m^3$ を超えるものは水道法の規定により年1回法定検査の受検義務があり、その検査の結果を速やかに保健所に報告することが求められています。受水タンクの有効容量が $5m^3$ を超え $10m^3$ 以下の施設及び学校や病院などは東京都の条例で、有効容量が $5m^3$ 以下の水道施設は、東京都及び昭島市の条例で管理の基準が定められています。

◆受水タンクの清掃

1年に1回以上、受水タンクを定期的に清掃して清潔な状態に保ちましょう。

◆受水タンクの 点検・整備

タンクに破損等の異常がないか、タンク周辺が整理整頓されているか、水槽内部に沈殿物や浮遊物がないか、1ヶ月に1回以上施設の点検をして下さい。

◆水質検査の実施

蛇口から出る水の色・濁り・におい・味を普段から確認し、測定器によりこまめに残留塩素を調べれば、水質汚染をいち早く発見できます。また1年に1回以上は専門検査機関にて行う水質検査を受けましょう。

詳しくは、下記にお問い合わせ下さい

【受水タンクの有効容量が $5m^3$ を超える場合】

多摩立川保健所生活環境安全課環境衛生第二係
電話 042-524-5171

【同有効容量が $5m^3$ 以下の場合】

昭島市水道部工務課給水係
電話 042-543-6114

直結給水でおいしい水を

昭島のおいしい水を直接、蛇口に届けるため直結給水への切替えをお勧めします。

3階建てまでの建物には水道本管の圧力で給水する直圧直結給水、またそれ以上の建物には増圧ポンプで加圧して給水する増圧直結給水があります。

直結給水方式は、受水タンク方式と比較して、「場所を取らない」「衛生管理を行いやすい」などの利点があります。既存の建物についても条件に適合する場合には受水タンク方式から直結給水に切り替えることができます。詳しくは工務課給水係までお問い合わせください。

工務課給水係 Tel 543-6114

水道なんでもシリーズ

水道検査基準51項目の説明第7回です。

NO13 四塩化炭素

(基準値・ $0.002mg/\text{リットル}$ 以下)

合成化学物質であり、自然界には存在しません。有機塩素化合物で、フロンの原料として使用されることが多く、その他各種の金属洗浄剤としても使用されています。地下水汚染物質で、人への健康影響は慢性的な摂取により肝臓、腎臓、神経系統に障害をおこすといわれています。発がん性の可能性が高い物質です。水質基準は発がん性を考慮し定められています。

◆平成19年度検査結果 $0.0002mg/\text{リットル}$ 以下

NO14 1,4-ジオキサン

(基準値・ $0.05mg/\text{リットル}$ 以下)

揮発性有機化合物で樹脂やワックス、染料の溶剤として使用されるほか、非イオン界面活性剤を製造する過程で不純物として発生するため、洗剤などの製品中に不純物として存在します。地下水汚染物質で毒性は弱いですが、その化合物は発がん性の可能性があるといわれています。

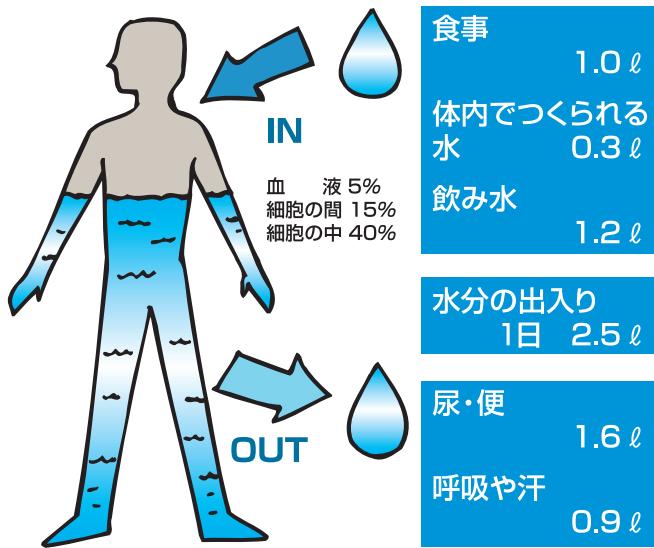
(平成16年4月に追加された項目です)

◆平成19年度検査結果 $0.005mg/\text{リットル}$ 以下

「 $1mg/\text{リットル}$ 」の量とは、ご家庭にある浴槽(200リットル)に塩をひとつまみ(0.2g)を入れた濃度です。

水と体の健康情報

人体の水分



厚生労働省「健康のため水を飲もう推進委員会」HPより

健康のため水を飲もう

私たちが生きていくために「水」は欠くことのできない存在です。体の水分が不足すると健康障害を引き起こします。脱水による健康障害や重大な事故などの予防のため、こまめに水分補給をしましょう。

あと2杯水を飲もう！

のどの渇きは脱水が始まっている証拠です。渇きを感じてからではなく、渇きを感じる前に水分を取ることが大切です。寝る前後・スポーツの前後・入浴の前後・飲酒の後などは特に水分が不足しやすいので水分補給を意識しましょう。

現代人の水分摂取量は一般的に不足気味で、平均的にはコップで「あと2杯」の水を飲めば1日に必要な水の量を確保できるといわれています。またアルコールや多量のカフェインを含む飲料には利尿作用があるので、注意が必要です。

平成20年度ポスターコンクール

平成20年度水道部で募集しました「節水啓発ポスター」に小学校9校、中学校2校の児童・生徒から356点の応募があり、審査の結果下記のとおり入賞者が決定いたしました。

最優秀賞：落合 沙友里さん（光華小学校）

優秀賞：吉村 治さん（東小学校）

中村 史穂さん（共成小学校）

石松 千晴さん（つつじが丘北小学校）

水越 塔子さん（つつじが丘北小学校）

清水 礼奈さん（昭和中学校）

ほか、入選20点、佳作20点



昭和公園野球場整備工事フェンスに掲示した入賞作

入賞されました46点の作品（複製）は現在改修工事が行われている昭和公園の野球場整備工事用外構壁面（昭和中学校向かい側）に掲示されております。お近くにお越しの際はぜひご覧ください。

水道料金等の納入通知書（支払通知書）が変わりました

銀行やコンビニエンスストアなどで水道料金等のお支払いができる水道料金等納入通知書の記載内容を平成20年10月発送分から一部変更しました。

主な変更点は、大切な水道料金・下水道使用料のお支払の通知ですので、宛名面の中央部分に「重要」の文字を入れました。また、従来「使用月分〇年〇月～〇年〇月」としておりましたが、水道使用期間を明らかにするため「使用年月日〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」としました。

